

議案第 6 8 号

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 2 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市心身障害者医療費支給条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 1 6 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(対象者) 第 3 条 [略] 2 前項の規定(同項第 1 号アからコまでの規定を除く。)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし <u>ない</u> 。 (1)・(2) [略] (3) <u>児童福祉法第 6 条の 2 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 3 に規定する里親に委託されている者</u>	(対象者) 第 3 条 [略] 2 前項の規定(同項第 1 号アからコまでの規定を除く。)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし <u>ない</u> 。 (1)・(2) [略] (3) 児童福祉法第 6 条の 3 に規定する里親に委託されている者

(さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例(平成 1 9 年さいたま市条例第 5 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児 市内に住所を有する6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。)で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3に規定する里親に委託されている者</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(3)~(9) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児 市内に住所を有する6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。)で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する里親に委託されている者</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(3)~(9) [略]</p>

(さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第3条 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第180号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、<u>父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、<u>父母及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する</u></p>

<p>規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童福祉法に規定する小規模住居型養育事業を行う者又は里親に委託されている者</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>里親以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童福祉法に規定する里親に委託されている者</p> <p>(5)・(6) [略]</p>
---	---

(さいたま市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 さいたま市国民健康保険条例(平成13年さいたま市条例第185号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(被保険者としなない者)</p> <p>第4条 次に掲げる者は、被保険者としなない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する措置により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの</p>	<p>(被保険者としなない者)</p> <p>第4条 次に掲げる者は、被保険者としなない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、措置により児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。